

北部地域保健医療・地域医療構想協議会における今後の協議事項（案）
（令和元年度第2回協議会【令和元年11月1日】での協議事項）

■協議の進め方について

地域医療構想は、病床機能の分化・連携を進めるものである。

2025年に向け急性期病床、回復期病床の過不足の状況を確認するとともに医療連携の課題を検討するため、「推進部会」を設置し、病院関係者で以下を中心に協議をすることとする。

- 病床機能報告結果と定量基準分析結果に一定以上の乖離がある病院について現状確認を行い、地域の中長期的な入院医療体制の課題について意見交換を行う。
- 地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床のサブアキュート、ポストアキュートの患者受入れ状況を確認し、患者受け入れの課題について意見交換する。
- 高度急性期・急性期病院に後方連携における状況を確認した上で、医療連携の課題について意見交換する。

推進部会は、副次圏別に設置することとする。

理由 北部（東）保健医療圏と北部（西）保健医療圏では、医療提供体制や医療の連携の状況が大きく異なると言われているため。

（参考「北部保健医療圏における救急患者搬送状況」）

設置要領（案）及び委員名簿（案）は、4～6ページのとおり

北部地域保健医療・地域医療構想協議会における今後の協議事項（案）

■病床機能の現状

- 人口10万人あたりの地域包括ケア病床は67.2床（9病院、337床）で、県全体の29.2床の2.3倍であり、医療圏別では秩父圏域に次いで多い。
- 人口10万人あたりの回復期リハビリテーション病床は29.5床（3病院、148床）で、県全体の49.4床の0.6倍と医療圏別では最も少なく、副次圏である北部（西）には回復期リハビリテーション病床がない。
- 病床機能報告の自主的な判断に基づく機能別病床数と定量基準分析に基づく機能別病床数では、急性期病床と回復期病床にギャップがある。
→急性期病床で回復期の患者を多数診ている可能性がある。

■医療連携についての調整会議等でのこれまでの意見

- 副次圏である北部（東）医療圏と北部（西）医療圏では、医療連携の状況が異なり、同一に議論することは難しいのではないかと。
- 二次医療圏が広く、他の回復期病院に患者を紹介しようとしても、患者家族にとって遠方で、連携が難しい面があるのではないかと。（面積あたりの病床数は7.0床で、県全体の13.35床より少なく、医療圏別では秩父圏域に次いで低い）

■協議の進め方（論点）の案

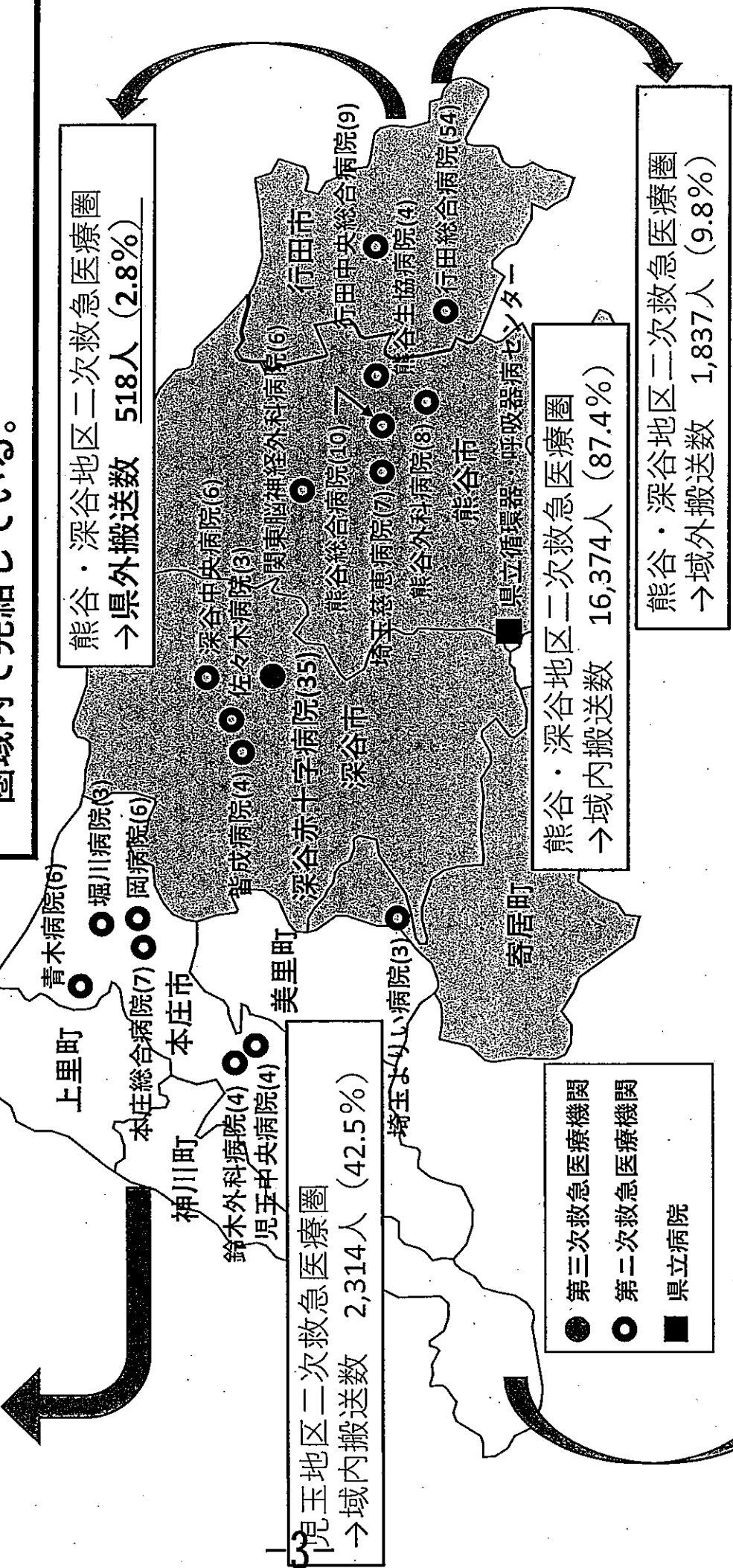
2025年に向け急性期病床、回復期病床の医療連携の状況、過不足の状況を確認するため、病院関係者で以下を中心に協議をすることとしてはどうか。

- 副次圏別に、地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床のサブアキュート、ポストアキュートの患者受入れ状況を確認し、患者受け入れの課題について意見交換することとしてはどうか。
- 高度急性期・急性期病院に後方連携における課題等を説明していただいた上で、副次圏別に医療連携の状況について意見交換することとしてはどうか。

北部保健医療圏における救急患者搬送状況

○児玉地区は4割以上の救急患者が県外に搬送されれているのに対し、熊谷・深谷地区ではほぼ自圏域内で完結している。

児玉地区二次救急医療圏
→ 県外搬送数 2,385人 (43.8%)



※救急患者搬送数は平成29年度速報値から集計したものである。
 ※ () 内の数字は、各医療機関の救急病床数である。
 ※ 行田市は利根保健医療圏に属する。

北部保健医療圏地域医療構想推進部会設置要領（案）

（令和元年11月1日熊谷保健所長及び本庄保健所長決裁）

（目的）

第1条 北部保健医療圏における埼玉県地域医療構想を推進するため、埼玉県北部保健医療圏地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱（平成28年12月28日熊谷保健所長決裁。以下「協議会設置要綱」という。）第8条に定める専門部会として、北部保健医療圏地域医療構想推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、東及び西の副次圏ごとに設置する。

（業務）

第2条 各部会は、次の事項について協議する。

- （1）各副次圏における医療機能の分化・連携の促進及びその進行管理に関すること。
- （2）その他構想区域の医療機能の分化・連携に関すること。

（組織）

第3条 委員は、別紙名簿のとおりとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。

（会議）

第5条 各部会は、それぞれ委員の過半数の出席をもって開くものとする。

- 2 各部会の議事は、それぞれ出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 各部会の会議には、必要に応じ、それぞれ構成員以外の医療機関の関係者の出席を求めることができる。

（議事録）

第6条 各部長は、それぞれ部会の議事録を作成し、協議会会長に提出するものとする。

（庶務）

第7条 各部会の会議の庶務は、それぞれ副次圏を所管する保健所が処理する。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行当初の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、令和2年5月31日までとする。

北部（東）保健医療圏 地域医療構想推進部会 委員名簿（案）

| 要綱 | 団体種別等 | | 氏 名 | 団体役職名等 | 備考 |
|-------------|---------|----|--------|-------------------------------|----|
| 3条1号 | 医師会 | 1 | 長又 則之 | 熊谷市医師会 会長 | |
| | | 2 | 福島 悦雄 | 深谷寄居医師会 会長 | |
| 3条4号 | 急性期医療機関 | 3 | 山崎 哲資 | 熊谷外科病院 院長（熊谷市医師会） | |
| | | 4 | 伊藤 博 | 深谷赤十字病院 院長（深谷寄居医師会） | |
| | 回復期医療機関 | 5 | 清水 暢裕 | 医療法人啓清会 関東脳神経外科病院 副院長（熊谷市医師会） | |
| | | 6 | 佐々木 敏行 | 医療法人社団優慈会佐々木病院 院長（深谷寄居医師会） | |
| | 慢性期医療機関 | 7 | 小堀 勝充 | 熊谷生協病院 院長（熊谷市医師会） | |
| | | 8 | 門倉 由幸 | あねとす病院 院長（深谷寄居医師会） | |
| | 精神科病院 | 9 | 林 文明 | 西熊谷病院 院長 | |
| 協議会 部会委員 | 急性期医療機関 | 10 | | 医療法人熊谷総合病院 | |
| | | 11 | | 埼玉慈恵病院 | |
| | | 12 | | 埼玉県立循環器・呼吸器病センター | |
| | 回復期医療機関 | 13 | | 埼玉よりい病院 | |
| 3条3号 | 市町 | 14 | 戸森 重雄 | 熊谷市市民部長 | |
| | | 15 | 新井 進 | 深谷市福祉健康部長 | |
| | | 16 | 仙波 知明 | 寄居町健康福祉課長 | |
| 3条5号 | 保健所 | 17 | 中島 守 | 埼玉県熊谷保健所長 | |

北部（東）副次圏委員

7病院 熊外、深谷日赤、関東脳外、佐々木、生協、あねとす、西熊

北部（東）副次圏部会委員

4病院 熊総、慈恵、循呼、よりい

非該当病院

12病院 藤間、籠原、熊谷福島、太陽、江南、桜ヶ丘、北深谷、菊池、楽仙堂、深中、皆成、療育園

北部（西）保健医療圏 地域医療構想推進部会 委員名簿（案）

| 要綱 | 団体種別等 | | 氏 名 | 団体役職名等 | 備考 |
|-------------|---------|----|--------|----------------------|----|
| 3条1号 | 医師会 | 1 | 高橋 茂雄 | 本庄市児玉郡医師会 会長 | |
| 3条4号 | 急性期医療機関 | 2 | 石原 通臣 | 本庄総合病院 院長（本庄市児玉郡医師会） | |
| | 回復期医療機関 | 3 | 青木 隆志 | 青木病院 院長（本庄市児玉郡医師会） | |
| | 慢性期医療機関 | 4 | 堀川 明 | 堀川病院 院長（本庄市児玉郡医師会） | |
| 協議会 部会委員 | 急性期医療機関 | 5 | | | |
| | | 6 | | | |
| | 回復期医療機関 | 7 | | | |
| 3条3号 | 市町 | 8 | 岡野 美香 | 本庄市保健部長 | |
| | | 9 | 黒田 真理子 | 美里町保健センター長 | |
| | | 10 | 森 由光 | 神川町保険健康課長 | |
| | | 11 | 及川 慶一 | 上里町健康保険課長 | |
| 3条5号 | 保健所 | 12 | 遠藤 浩正 | 埼玉県本庄保健所長 | |

北部（西）副次圏委員

3病院 本総、青木、堀川

北部（西）副次圏部会委員

3病院 （検討中）

非該当病院

8病院 上武、本庄福島、吉沢、鈴木、本庄児玉、岡、児玉中央、そのべ